
第12期 町田市福祉のまちづくり推進協議会
第34回 バリアフリー部会 会議録

【開催日時】2025年2月21日(金) 15時00分～16時30分

【開催場所】町田市役所 2階 2-1会議室

【出席者】 会場参加13名 リモート参加2名 計15名

山崎晋、川内美彦、大庭洋平、小倉豊司、村山静子、鈴木敬之、高梨光之、町田護、金子和彦、日山幸宏、風間幸子、本間美穂、羽田明美、臼井文子、飯長喜一郎

【欠席者】

6名

【傍聴者】

0名

【事務局】

北川淳一、山野上亮、樽井晶、佐藤励、安次富洋亮

【協力依頼部署・機関】

いきいき生活部高齢者支援課、警視庁交通部交通規制課、警視庁町田警察署

【会議次第】

1. 開会
2. 報告事項
3. 審議事項
4. その他

【報告事項】

改定素案に対する市民意見募集の結果について

【審議事項】

成瀬駅周辺地区バリアフリー基本構想（答申案）について

【配布資料】

- ・ 次第
- ・ 資料1 成瀬駅周辺地区基本構想（改定素案）意見募集
- ・ 資料2 成瀬駅周辺地区基本構想（答申案）
- ・ 資料3 特定事業計画の作成依頼について

【議事】

1. 開会

午後3時に開会した。

事務局より、本協議会の出欠状況について報告された。

2. 報告事項

改定素案に対する市民意見募集結果について

事務局より、資料1について説明がされた。

職務代理	4番の意見の確認になるが、意見は音響案内についてであり、ボタンを押すことで流れる音声を常に流れる様にした方が良いという意見である。意見中の「音声案内」、「音声タッチ式」というのは用語として間違いである。意見内容の変更は難しいため、意見の下方に注釈でそれぞれどのように解釈をしたか、用語の解説を記載した方がよいのではないか。
事務局	下方に注釈をつけるなどして、わかりやすくなる様な記載の工夫をする。
A部会員	5番の意見について、情報が不確かだが、成瀬駅北口駅前広場のトイレは21時以降は閉鎖されていたかと思う。確認をお願いしたい。
事務局	成瀬駅北口駅前広場の公衆トイレについて、所管の道路部門に確認を行ったところ、22時30分から翌朝7時00分までは施錠しており、その間は使用が出来ないということが確認できた。
部会長	補足説明として施錠時間帯の情報を記載してもよいと思うが、そこは事務局にお任せする。
B部会員	意見の5番について、成瀬駅北口駅前広場の公衆トイレは目印にもなるため無くさなくて良いと思う。景観的に気になる方が居るのであれば、レイアウトだけ改善するなどで十分である。
A部会員	総合体育館を利用する方も増えており、駅前に公衆トイレがあると景観は悪いかもしれないが、便利である。駅の中にわざわざ入って声をかけて利用したり、近くのスーパーに用がないのに入って利用するのも面倒になるので、公衆トイレは解体しない方が良い。ただ、景観や匂いが気になる方も居ると思うので、その点は気を付けてもらいたい。
事務局	所管の道路部門からは解体等の検討はしていないと聞いている。確かに近くにトイレの利用が出来る施設はあるが、ご高齢の方や障がいのある方はそこへ行くのにも労力が必要になるため、その部分を含めて所管の部署に共有する。
C部会員	成瀬駅の両サイドの信号機について、車自体の交通量も、曲がってくる車も多いので、音響式信号機の音が青信号の間、常時鳴る様にしていきたい。

	今後全国的に信号機は歩車分離信号機になっていくと聞いている。そうすると、歩行者と同じ方向に車が走っていても歩行者は止まる必要がある。その様な歩車分離の交差点では音響式信号機を設置する様に指示が出ているそうである。以前に歩車分離信号機の道路を渡った際は、事故の危険があると感じた。設置の際には警察から地域住民や視覚障がいの団体等に情報提供を行うことになっているようであるが、これは是非しっかりと守っていただきたい。歩車分離信号機であること自体がわからないため、必ず事故になってしまうと思う。 また、現在は１９時以降は近隣の迷惑になるということで音声は止まってしまう様であるが、音を小さくする等をして、地域の方にもご協力いただき事故の無いような環境にしてほしい。また、事故が起きない様に設置しているため、ご協力をお願いしたい、と役所の方でも声かけをしていただきたい。 市役所の前の信号機も音声が届いていないこともあったり、向い方の信号機は音響式信号機になっていない。その部分を含めて成瀬駅周辺地区に限らず、町田市として考えて頂きたい。
事務局	目の不自由な方にとって、音響式信号機は非常に重要であると認識している。今後成瀬駅周辺地区の基本構想を改定した後に事務局から東京都公安委員を含めた施設設置管理者に対し特定事業計画の作成依頼を行う。その際はいただいたご意見を共有する。
Ｃ部会員	是非お願いしたい。
職務代理	Ｃ部会員の発言の補足になるが、視覚障がい者の方が横断歩道を渡る際は車の流れが自分の前を横切っている場合は赤、同じ方向に車の流れが進んでいけば青として渡るが、歩車分離信号機はすべての方向の車が止まって、歩行者のみが渡る時間があり、車の流れが掴めなくなる。そうすると、今どのような状況かわからなくなってしまうため、歩車分離信号機である場所は伝えてほしいということである。

３．審議事項

成瀬駅周辺地区バリアフリー基本構想（答申案）について
事務局より資料２に基づき説明がされた。

Ｃ部会員	成瀬駅の改札のインターホンの件のご確認ありがとうございました。そのインターホンは、成瀬駅にいる駅員の方に連絡がとれるようなものなのか確認いただきたい。成瀬駅では窓口には不在でも奥に駅員の方がいらっしゃるようで、その方に繋がるのであれば良いが、もし町田駅や長津田駅に繋がるのであれば、電車に乗る直前であるのに時間もかかってしまうため、確認していただきたい。
------	--

事務局	インターホンの接続先が成瀬駅に居る方であるかはわからないが、オペレーターの方が対応し、成瀬駅の駅員の方に連絡するということで伺っている。本日はD部会員が欠席ということもあり、もう1度内容を確認させていただき、個別で回答させていただきたい。
C部会員	町田市はつくし野駅、玉川学園駅など駅員の方が居ない駅が増えているので、確認していただきたいと思い、発言させていただいた。
職務代理	26ページのソ2について、まち歩きの見解では、視覚障がい者にも窓口に駅員が不在であることがわかる様にアナウンスを流してほしいという課題が指摘されている。ソフト対策の内容にはこの部分に対する対策内容が記載されるべきと考える。また、その次の課題としてインターホンの場所がわからずに押せないということがある。これらの課題への対策を講じることで現在ソフト対策として記載されているインターホンを介したオペレーターの対応等に繋がると考える。 もう一点、30ページについて「事前の環境整備」と記載があるが、心のバリアフリーハンドブックでの語句を引用しているのか。法律などでは、「事前的改善措置」というが、それでは固い言い回しになるため、心のバリアフリーハンドブックと表現を統一した方が良いのではないかと考える。
E部会員	心のバリアフリーハンドブックでは「事前に環境を整えるもの」としている。
C部会員	成瀬駅周辺の道路の凹凸や点字ブロックの整備について、長期の対応となっているが、成瀬駅自体は50年程度前の整備であるのに長期というのはなぜか。より積極的な整備をお願いしたい。
事務局	いただいた意見については特定事業計画の作成依頼の際に道路特定事業の所管部署に共有します。

答申案の今後の進め方について事務局より説明がされた。

また、答申案の修正については部会長に一任することとなった。

4. その他

特定事業計画の作成依頼について

事務局から資料3に基づいて説明がされた。

職務代理	資料2の25ページ教育啓発特定事業はすべて適宜実施となっているが、2025年度内に市に対する実施内容の報告や、部会で実施内容を共有することはあるのか。
事務局	毎年実施を求めることまでは難しいが、毎年実施内容の調査、確認は行う予定である。
職務代理	やっていなくてもお咎めはないということか。

事務局	作成いただいた特定事業実施計画に基づいた事業実施をお願いするが、計画であるため、実施期間がずれ込むということもあるかと思う。市としても計画に基づく適切なバリアフリー化の推進は繰り返しお願いしたいと考えている。
職務代理	適宜実施とすれば実施していなくても済んでしまう。心のバリアフリーでは、このような問題をどう考えるのが最も重要になる。ハード整備も重要であるが、整備をしなくてはいけないということと、その理由を理解するための土台作りが教育啓発特定事業である。それが適宜実施で通ってしまうのは本末転倒である。そのため、教育啓発特定事業こそ年内に何回実施すると示してもらう必要があるのではないか。市として今後なんとかして少なくとも年1回は実施してもらえるように働きかけなければいけない。やらずに済んでしまうのはおかしいと思う。
事務局	特定事業計画を提出いただいた段階で事務局の方で内容に目を通し、実施時期を明確に表現ができないか、という調整は行っていきたい。
職務代理	適宜実施を年度内適宜実施として、その年度内の時期は問わないが実施してもらおうとするのはどうか。
事務局	基本構想の当初の想定として、まず実施時期を短期、中期、長期、適宜実施として、その後特定事業計画の中で具体的な実施時期を記載していただくという建付けを考えている。今後の特定事業計画の調整の中で具体的な実施時期を明記していただける様に働きかけたい。
職務代理	ハードの整備は1度整備すれば5年、10年もつが、教育啓発特定事業は毎年繰り返さなくてはならないため、5年間の中で適宜実施すればよいということではない。今までに進めてきたハードの整備とは全く性質が異なる事業であるということをご理解いただき、年度内に最低でも1回は実施してもらおうとして、その時期は都合に合わせて実施、というくらいしなくてはいつまでも実施しないという風になってしまうと思う。
事務局	相原駅周辺地区でも施設設置管理者とは年に一回の実施というところで調整をすすめてきた。今後教育啓発特定事業を実施できていない事業者には市の方でフォローしたいと考えている。今回、基本構想の中に具体的な回数を記載することは難しいが、内容の調整やモニタリングはしっかり行う。
部会長	計画作成のみではなく事業継承ができるかという問題もある。相原地区でも適宜実施としながら、実際にはどの程度やっているのか、従業員の方がしっかりサービスの提供をしているのかということの検証も必要になる。
B部会員	資料2、25ページについて、ジャパントクシーのボックス式は軽いタイプの車いすは乗るはずであるが、運転手が慣れていない場合が多く、乗車拒否されてしまうこともある。タクシー会社等では年に1回は研修をしてほしい。鉄道事業者は利用者も多く、頻繁に研修を実施していると思うが、タク

	シー事業者は意識的にやらなければいけないと思うので、強く要望していただきたい。
事務局	相原駅周辺地区でのタクシー事業者の特定事業計画をご紹介します。タクシー事業者としてはバリアフリー法で「移動等円滑化取り組み計画」を作成し公開することが義務付けられているため、取り組み計画を公表している。その計画に基づき、ユニバーサルドライバー研修の実施や、車いす使用者の乗降支援研修の実施に取り組むことについて、相原駅周辺地区基本構想の特定事業計画に記載いただき、毎年実施としている。成瀬地区についても、相原地区と同様に特定事業計画の調整を進めたいと考えている。
F 部会員	ジャパントクシーの車両が増えており、車いすを使用している方に乘っていただく状況も増えているが、スロープの設置や乗降の支援についてうまく出来ない乗務員もいる現状ではある。2ヶ月に一回程度研修を実施しているが、ご不便をおかけしていることについて、町田市内のタクシー会社、団体に共有させていただきたい。
職務代理	ジャパントクシーを運転する乗務員はスロープの組み立てや乗降介助の研修を受けなければ運転できないという決まりになっている。そもそもやり方がわからないということは、ジャパントクシーを運転する資格が認められない運転手となるため、研修をお願いしたい。
B 部会員	高低差の表示についてその他意見に入れていただきありがとうございます。成瀬駅の高低差の少ないルートというのはわかりにくいため、体育館等中心に発信して頂けるとありがたいと思う。町田市立総合体育館では障がい者のスポーツ大会が開催されていたので、その様な案内の際にどのルートが移動しやすいか周知する等の工夫をしていただければと思う。今後に向けた要望になる。
事務局	頂いたご意見は総合体育館の指定管理者に共有した上で、イベント等がある日はハードでの対応は難しいとしても口頭でご案内することや、ホームページの掲載等を今後相談したい。
G 部会員	総合体育館は指定管理者が管理しており、スタッフは日常的に障がい者の方への配慮やご案内をしているため情報共有し、現場でも積極的にお声をかけながら対応していきたいと思う。

以上